

白井市地域公共交通活性化協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された白井市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表の委員の構成欄各号に定める委員の人数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者 4人
- (3) 鉄道事業者の代表者 1人
- (4) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者 1人
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 1人
- (6) 公共的団体等の代表者 4人
- (7) 関係行政機関の職員 3人
- (8) 市民 2人
- (9) 市の職員 6人

(会長)

第3条 協議会の会長は、前条第9号の市職員の中からこれを充てる。

2 協議会の副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(代理等)

第4条 第2条第7号の委員は、都合により会議を欠席する場合は、その代理の者を会議に出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(会議)

第5条 会長は、協議会に協議事項の調査・検討を行う分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、調査・検討した事項に関して協議会に報告する。
- 3 会長は、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と認めたものについては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い合わせ、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、協議会の議決とすることができない。

5 会長は、第3項の規定による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の協議会において報告するものとする。

(協議結果の取り扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。